

第68回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月28日（水曜日） 午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
東テックグループ本社10階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

第68回定時株主総会を6月28日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 **長尾 克己**



目次

第68回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	16
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	21
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	26
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	27
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	28

株主各位

証券コード 9960

2023年6月6日

東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号

東テク株式会社

代表取締役社長 **長尾 克己**

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第68回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.totech.co.jp/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 東テックグループ本社10階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第68期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第68期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">報告事項の取扱いについては6頁に記載の【第68回定時株主総 会継続会の開催について】をご参照ください。</div> 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設 定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産・懇親会のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

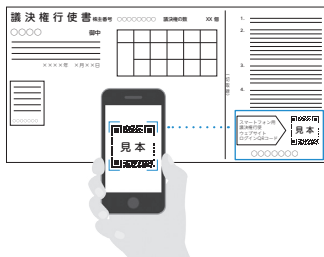
- ・書面(郵送)により議決権を行使され、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

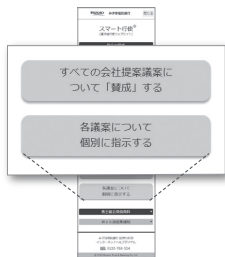
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

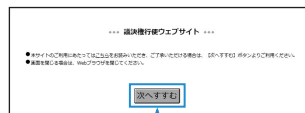
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

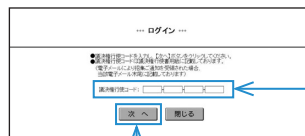
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

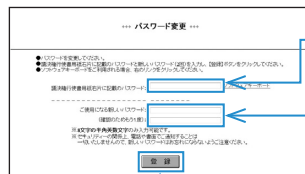
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第68回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2023年6月28日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第68期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第68期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下併せて「第68期決算報告」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、2023年5月10日に適時開示しました「特別調査委員会の設置及び2023年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、現在、外部の弁護士及び公認会計士による特別調査委員会を設置し調査を進めております。調査は現在も継続しており、当該調査及び会計監査人による監査手続き等に、相応の時間を要する見込みであることから、現時点において決算関連手続きが完了しておりません。そのため、当社は本総会において、第68期決算報告を断念せざるを得ないと判断いたしました。

つきましては、別途本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第68期決算報告をさせていただくとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきましたら、本継続会の開催ご通知を株主の皆様にご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。また、第68期事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告につきましては、決算関連手続き完了後に電子提供措置をとるとともに、本継続会の開催ご通知とあわせてお送りいたします。

なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

（注）本継続会が開催となった場合、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に伴い、本総会休会の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査報告の日程によっては、第68期決算報告中の「監査役会」が「監査等委員会」となる可能性があります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- **配当財産の種類**
金銭
- **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき金 113円
配当総額 1,555,030,742円
- **剰余金の配当が効力を生じる日**
2023年6月29日

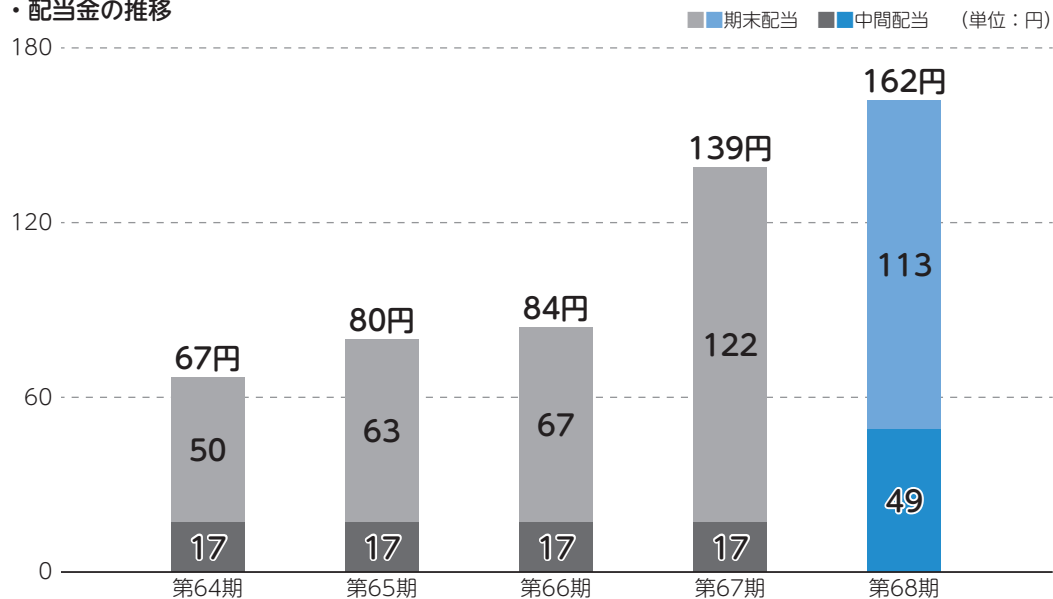
2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- **減少する剰余金の項目とその額**
繰越利益剰余金 2,000,000,000円
- **増加する剰余金の項目とその額**
別途積立金 2,000,000,000円

<ご参考>

・配当金の推移



・当社の配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけており、効果的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。その具体的な指標として連結配当性向40%を目安におき、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を実施してまいります。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- (4) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（自己の株式の取得）</u> 第6条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削 除）
（単元株式数） 第7条 （条文省略）	（単元株式数） 第6条 （現行どおり）
（株式取扱規程） 第8条 （条文省略）	（株式取扱規程） 第7条 （現行どおり）
（株主名簿管理人） 第9条 （条文省略）	（株主名簿管理人） 第8条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第12条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等) 第13条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第14条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 (条文省略)</p> <p>(議事録) 第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第17条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(基準日) 第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第11条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第16条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第17条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて<u>取締役相談役及び取締役会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から選定する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて役付取締役を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び<u>監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（業務執行の決定の取締役への委任）</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2. 第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p><u>(員 数)</u> 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、<u>監査役の中から、常勤の監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第29条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、<u>その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第40条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第41条 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第42条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当) 第46条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(事業年度) 第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>2. 中間配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第68回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時（本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時））をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって効力を生じるものとしたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	くさの ともゆき 草野 和幸	取締役会長	再任
2	ながお かつみ 長尾 克己	代表取締役社長	再任
3	かねこ きよたか 金子 清貴	取締役専務執行役員 営業本部長兼空調事業統括部長	再任
4	こやま かおる 小山 馨	取締役専務執行役員 技術本部長兼計装事業統括部長	再任
5	さいとう せいけん 斎藤 政賢	社外取締役	再任 社外 独立
6	うさみ あつこ 宇佐美 敦子	社外取締役 税理士法人山田&パートナーズ 社員	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

くさの とも ゆき
草野 和幸 (1932年5月19日生)

所有する当社の株式数…………… 392,068株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1955年 7月	当社設立	1980年 6月	当社代表取締役副社長
1958年 1月	当社取締役	1982年 5月	当社代表取締役社長
1965年 5月	当社常務取締役	2006年 6月	当社代表取締役会長
1972年 6月	当社専務取締役	2021年 6月	当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の設立当初から長年にわたって当社事業と経営全般に携わっており、当社事業を熟知しているほか、当社グループの強固な事業基盤の構築に貢献してきた実績と経営者としての豊富な経験を有しております。その幅広い人脈と高い見識を生かし、今後も当社グループにおける経営判断、業務執行の監督及び当社グループの統括を行うことを通じて、当社の企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

なが お かつ み
長尾 克己 (1953年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 15,900株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 5月	当社入社 水戸出張所所長	2003年 6月	当社取締役本社営業開発部長兼本店長
1991年 4月	当社本店空調1部次長	2004年 4月	当社取締役東日本営業統括本部長兼本店長
1994年 4月	当社本店空調1部部长	2006年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2002年 4月	当社執行役員本社営業開発部長		

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長に就任して以来、経営者としての豊富な経験と幅広い人脈、力強いリーダーシップにより、当社グループの成長を牽引してまいりました。取締役として業務執行の監督や重要事項の決定に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を実現するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

かね こ きよ たか
金子 清貴 (1964年4月24日生)

所有する当社の株式数…………… 1,640株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1988年4月	株式会社東芝入社	2019年4月	同社代表取締役社長
2011年1月	東芝アジア・パシフィック社出向 (シンガポール)	2021年4月	当社入社 常務執行役員営業本部長 兼グループ経営戦略室長
2013年10月	株式会社東芝コミュニティソリューション事業部 グローバルソリューション技術部部长	2021年6月	当社取締役常務執行役員営業本部長 兼グループ経営戦略室長
2016年4月	同社事業開発センター総合エンジニアリング 部部长	2023年4月	当社取締役専務執行役員営業本部長 兼空調事業統括部長 (現任)
2018年7月	アイ・ビー・テクノス株式会社入社 執行役員営業本部長		

取締役候補者とした理由

ビルオートメーションシステムや省エネソリューション等の分野において長年にわたり国内外で活躍し、豊富な業務経験を有しております。過去には当社グループ会社であるアイ・ビー・テクノス株式会社の代表取締役社長を務めた経験を持ち、現在は当社の営業本部長兼空調事業統括部長として当社グループのコア事業の強化に尽力しております。業界における長年の経験と経営全般に関する高い見識を生かし、当社の企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

こ やま かおる
小山 馨 (1955年2月27日生)

所有する当社の株式数…………… 45,503株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年4月	当社入社	2018年4月	当社上席執行役員計装事業統括部長
2001年4月	当社大阪支店TAシステム営業部長	2018年6月	当社取締役計装事業統括部長
2007年4月	当社大阪支店TAシステム統括部長	2019年4月	当社取締役常務執行役員計装事業統括部長
2010年4月	当社大阪支店長	2023年4月	当社取締役専務執行役員技術本部長 兼計装事業統括部長 (現任)
2014年4月	当社執行役員大阪支店長		
2016年7月	当社上席執行役員大阪支店長		

取締役候補者とした理由

当社に入社して以来、長年にわたり計装事業に携わるほか、重要拠点の長として経営管理に従事した経験を有しております。現在は計装事業統括部長として計装事業部門を統括するほか、技術本部長として安全・品質管理機能の強化を図るなど、技術部門の責任者として優れた管理能力を発揮しております。当社での経営経験と計装事業分野における豊富な経験を生かし、当社グループの企業価値向上に貢献していただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

さいとう せいけん
齋藤 政賢 (1952年9月15日生)

所有する当社の株式数…………… 8,600株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年4月 東京建物株式会社入社
2000年1月 同社開発企画部長
2002年1月 同社住宅事業第一部長
2005年3月 同社取締役住宅情報開発部長
2007年3月 同社常務取締役

2011年6月 東京ビルサービス株式会社代表取締役社長
2013年6月 東京不動産管理株式会社代表取締役社長
2016年6月 当社社外取締役（現任）
2020年1月 東京建物株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ビルメンテナンス業及び総合不動産業を営む複数の事業会社の経営者を歴任しており、当社の経営に対してその幅広い見識を生かした監督・助言をいただいております。当社の指名・報酬委員会には2021年12月の発足時から議長に就任いただいております。今後も企業経営に関する豊かな経験に基づいた当社のガバナンス向上に資する監督・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

6

うさみ あつこ
宇佐美 敦子 (1960年3月9日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年9月 山田&パートナーズ会計事務所入所
(現 税理士法人山田&パートナーズ)
2007年7月 国税不服審判所国税審判官
2013年1月 税理士法人山田&パートナーズ社員（現任）

2019年1月 同税理士法人代表社員
2021年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

税理士法人の代表社員、国税不服審判所国税審判官などの豊富な経験と幅広い知見を有しており、税理士としての発言に留まらず、働き方改革や健康経営といった人財戦略の観点からも当社の経営に有意義な提言をいただいております。過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、今後も多様な観点から当社の経営に対して監督、助言をいただくこと、また指名・報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場から当社ガバナンスの向上への関与・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齋藤政賢氏及び宇佐美敦子氏は社外取締役候補者であります。
3. 齋藤政賢氏及び宇佐美敦子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって齋藤政賢氏が7年、宇佐美敦子氏が2年であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、現在齋藤政賢氏及び宇佐美敦子氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 当社は、現在齋藤政賢氏及び宇佐美敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	<small>な か み ゴ と し ろ う</small> 中溝 敏郎	顧問	新任
2	<small>あ ら た か ず ひ と</small> 荒田 和人	社外監査役 トモシアホールディングス(株) 常勤監査役 原田工業(株) 社外監査役	新任 社外
3	<small>か み お だ い ち</small> 神尾 大地	社外取締役 神尾総合法律事務所 所長	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

なか みぞ とし ろう
中 溝 敏 郎 (1956年9月24日生)

所有する当社の株式数…………… 2,000株

取締役会出席状況…………… -回

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年4月	富士銀行（現みずほ銀行）入行	2010年6月	当社取締役常務執行役員管理本部長 兼企画本部長
2003年11月	同行銀座中央支店長	2012年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2007年5月	当社入社	2015年10月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長
2007年7月	当社執行役員企画本部副本部長	2019年4月	当社専務取締役専務執行役員経営管理本部長
2007年11月	当社常務執行役員管理本部副本部長	2021年6月	当社顧問（現任）
2010年4月	当社常務執行役員管理本部長兼企画本部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由

金融機関在職時に培われた経営管理を中心とする豊富な経験を生かし、当社に入社して以来、管理部門を総括する立場や取締役として、当社事業の業績の伸展に尽力しておりました。現在は顧問という立場から当社の経営に関与しておりますが、今後は経営管理領域における豊かな知見に基づき、これまでよりも深く当社のガバナンス向上に資する監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

あら た かず ひと
荒 田 和 人 (1951年9月14日生)

所有する当社の株式数…………… 900株

取締役会出席状況…………… 16/16回

新任

社外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1980年11月	昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2014年6月	富士古河E & C株式会社社外監査役
2011年10月	公認会計士・税理士荒田会計事務所所長（現任）	2015年6月	原田工業株式会社社外監査役（現任）
2013年1月	トモシアホールディングス株式会社常勤監査役（現任）	2015年6月	当社社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

現在は当社の社外監査役として、公認会計士としての専門的な会計知識と上場企業の社外監査役としての企業経営に関する豊富な見識を生かし、当社の経営に有意義な提言をいただいております。過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員会設置会社への移行後も引き続きこれまで培われた高度な知識と幅広い経験を生かし、当社ガバナンスの向上への関与・監督をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

3

かみ お だい ち
神尾 大地 (1980年2月10日生)

所有する当社の株式数…………… 5,600株

取締役会出席状況…………… 16/16回

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2009年12月 弁護士登録
2010年1月 野村総合法律事務所入所
2013年6月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役（現任）
2016年6月 神尾総合法律事務所所長（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

現在は当社の社外取締役として、弁護士としての豊かな見識を生かし、当社の経営について法務分野を中心として有意義な提言をいただいております。過去に社外役員を務めたこと以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員会設置会社への移行後も引き続き客観的・中立的な立場から当社ガバナンスの向上への関与・監督をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 荒田和人氏及び神尾大地氏は社外取締役候補者であります。
 3. 荒田和人氏の社外監査役としての在任期間は、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって8年であります。
 4. 神尾大地氏の社外取締役としての在任期間は、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって8年であります。
 5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、現在荒田和人氏及び神尾大地氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、各候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - (2) 当社は、現在荒田和人氏及び神尾大地氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各候補者の選任が承認された場合には、神尾大地氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補者のスキル・マトリックス>

当社では取締役（監査等委員である取締役を含む。）が備えるべきスキルについて、企業経営の基本となる「企業経営・経営戦略」「グローバル」「財務・会計」「法務・ガバナンス」「サステナビリティ」に加え、当社の事業分野における「営業・マーケティング」「技術」を必要なスキルと認定しております。

第3号議案及び第4号議案が承認された場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）が有する主なスキルの一覧は以下のとおりとなります。なお、本一覧は取締役（監査等委員である取締役を含む。）が有する全てのスキルを表すものではありません。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	グローバル	財務・会計	法務・ ガバナンス	サステナビリティ	営業・ マーケティング	技術
草野 和幸	取締役会長	○			○		○	○
長尾 克己	代表取締役社長	○	○		○	○	○	○
金子 清貴	取締役専務執行役員	○	○		○	○	○	○
小山 馨	取締役専務執行役員	○					○	○
斎藤 政賢	社外取締役	○	○				○	
宇佐美 敦子	社外取締役		○	○		○		
中溝 敏郎	取締役 (常勤監査等委員)	○		○	○		○	
荒田 和人	社外取締役 (監査等委員)			○	○	○		
神尾 大地	社外取締役 (監査等委員)		○		○			

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（* 1）又はその就任の前の10年間に於いてそうであった者
2. 当社グループを主要な取引先（* 2）とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（* 2）又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な借入先（* 3）の業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（* 4）を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
6. 当社グループの主要株主（* 5）又はその業務執行者
7. 当社グループが主要株主（* 5）となっている者又はその業務執行者
8. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
9. 過去3事業年度において、上記2. ～8. に該当する者
10. 独立役員としての通算の在任期間が12年を超える者
11. 上記1. ～10. の配偶者又は二親等以内の親族
12. その他、当社グループと利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を遂行することができない特段の事情を有している者

* 1：「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

* 2：「主要な取引先」とは、当社グループが直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%を超える支払をしている又は支払を受けている取引先をいう。

* 3：「主要な借入先」とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、その借入金残高が当社事業年度末において当社グループの連結総資産の2%を超えるものをいう。

* 4：「多額の金銭その他の財産」とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上のもの、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入金額の2%を超えるものをいう。

* 5：「主要株主」とは、直近事業年度末において総議決権割合の10%以上を保有する株主をいう。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において、年次賞与を含めて年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含みません。）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年次賞与を含めて年額600百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会休会后（2023年6月28日の審議終了後）の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において、年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含みません。）とご決議いただいております。当該報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本現行制度」といいます。）の導入について、2022年6月24日開催の第67回定時株主総会において、ご決議をいただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役（社外取締役を除きます。）に対する本現行制度に係る報酬枠を廃止し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の承認可決により設定される報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する新たな譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社へ移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬の内容は2022年6月24日開催の第67回定時株主総会においてご承認いただきました本現行制度に係る報酬の内容と実質的に同一であり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、当該方針につき、本制度の対象者を取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）と変更することを予定しております。）とも実質的に合致していることから、相当であると考えております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会休会の時（2023年6月28日の審議終了時）をもって効力を生じるものといたします。

本制度の内容は以下のとおりです。

2. 本制度の内容

本制度は、各事業年度、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当て、これを後述する譲渡制限期間にわたり保有させるものであります。具体的には、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結した上で、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財

産として当社に給付させることで、譲渡制限が付された当社の普通株式を当該対象取締役に対して発行又は処分いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが（なお、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」をご承認いただいた場合には、現在の取締役の報酬額に関する定めが廃止され、新たに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額600百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含みません。）と定められます。）、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を上記報酬枠とは別枠にて年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

また、各事業年度において、本制度に基づき対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年40,000株を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整するものといたします。

なお、対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

当社と対象取締役との間で締結する本割当契約の内容の概要は以下のとおりです。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子

会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東テックグループ本社10階

東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 TEL 03-6632-7000

交通

- ① JR総武快速線「新日本橋駅」5番出口より徒歩3分
- ② 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前駅」A9番出口より徒歩7分
- ③ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」3番出口より徒歩4分



東テックグループ本社



株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産・懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。